土佐漂客談奇

全

ル 2
3041

土佐漂客談奇

門ル2
號3041
卷

門ル4
號1018
卷

京都帝國大學圖書

漂客談奇

第一談

往年異域に漂流ひ〳〵世度帰朝仕る土佐
吾川郡宇佐浦漁人傳蔵円人貨五右衛
門同幡多郡中ノ浜義次郎三人長崎に奉
行所に於て正陰後海に赤米の有り同国仕り
進ら正陰浦に長く出る節面倒敢なれ
ば茶に及ぶ事度の如し

江戸堀江三 藤屋

明治三十年十月十日 購入

私共三人共ゝ天保十二年辛丑二月ゝ伊豆国東伊

同所寒鰯故合人ハ合四ツ或ハ六人の漁船白米一升
余用意仕り三日四ツ三ツ宇佐浦ハ出帆ニ十四五里下の方
ほの沖ゑんぞ〻ハ船にて入ハ網を張り獲
物多〻〻入下の方八十の岬と申変ニ陸ニ拾ツ〻吉丸ハ〻
ハ四五六の作業の沖へ乗出し漁事仕り薄ク獲物無
く井田の白浜と申所家二三丈を拾〻七ツの時ニ
長崎山の岬十四ツ里沖ハ乗出し漁事いつ〻〻
り変申間ノ風吹起り付地ニ八里計乗ニ
前小舟繋ニ引ハ〻ハ魚の群ニ入ハ網六捕

ハ〻〻〻午ニ三ツ過り此時俄ニ北風吹起り二ツ
捕ツのハ〻市丸ハ〻ハ三月ニ入ハ網三帖ハ揚ハ沖ハ
岬の方へ乗ハ仕り変下ニ風ニ又吹起り四ツ時ハ〻〻
多〻〻多〻〻ニ櫓ツ〻ニ四ツ〻〻〻〻〻〻
潮ニ引ニ陸ツ〻ニ入ハ風ハ〻〻〻〻烈ニ清蔵〻〻遠ハ
ハ〻ハ乗ニ乗ニ亀ハ〻ニ仕り間ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
表櫓ツ潮ハ〻〻〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
櫓ツ下ツ〻〻〻〻〻〻

おなじく貢樽を流す一拍子もなくすり風を粉にせんとす
おくたぶの帆柱を明角に樽に作り霞ふる波柱に用ゐた
風すり仕を活々よりは地るゝ山は遠こんくのとゝ深流
仕り遠に山るゝ飛おなじの月にて用ゐの茅拝殿行
約猶以それ魚をつれ〻〻別を清ぶよりは十日にて有なり
宮原男よ書〻〻苔ヲ樊樽を形作る洲ゆ〻〻魚
を多ケ〻〻よりは只蒸氣汽車を乗ふ日も書柱を
ナニるに去なれ喧嘩よ宮を遠ゆ山をこんなり〻〻多くこゝの
伊義ヲ以て神を奉れ〻ト云ふのおるをこゝ海〻所こゝ

ゆるゝ高句〻〻山ゆ高句なのゝ流も付を引つ也神仏に
祈ゆ〻〻其ゆ文書よ洲〻流月は無一日の小雨こゝの
其風波所〻〻孤こゝ病也も書〻〻海ゆ高句こゝ
なり〻〻こゝ深ひこゝ生の月ゆこゝ孫魚おるこゝ命
波のゝ〻〻沈ヲ出〻〻沈こゝ舟ゆ多く沈こゝ世舟命
豊十月こゝなり一月憤怒洲〻〻怪猛書〻〻より形板
おこゝ世ゆ溝よもれ磯の岩ゆ鮑高こゝ形こゝ磯板に
来蕎こゝ書に磯〻形こゝ孫世こゝ岩〻〻孫世こゝ
ゆれ海こゝ皆〻高こゝに上り〻〻世海人の住居変

にて長く岸辺より薄の新生茂りいのこりたる
中かゝりて高く見えし東の方と思ひ出られ
洞穴有りて其所迄行き着き
多くの山を除き行き引き寄せられ
指を差す所に小嶋を中央に一枝生
小嶋の方より漕ぎ来る船の行き違ひ
なりと思ひ居る所或人の流れ来りし
死骸を人夫共の手にて又異しく生る
丈に生くへくそれを送り極楽へ葬の式作法の

時分の薄の茂りより上へ出たり
或日高島学校より連隊より指図り喰渡を撃ち
罰金の為廣き平地の方に在りたる古井の
内の小屋に百一里計の山を越て海の
見る人夫共中に海の水
見る人夫共の住居は日本の西果宝南に当り
主人夫婦病気にて洞中に年始仕舞者も為れ
ゆゑ齊藤(呂重)の宿病のみ
三人と男女婦孺学校学生
穴果三月と五月に小屋に三日の内に三日の内
時分に三の月を詳して二の計海の

[illegible]
[illegible]
[illegible]

中ニ四五人ヲ乘セ櫓ヲ漕ギ船ヲ進メ人ニ接シ人ニ
近ヅキ其色ヲ了察シ扨テ船頭油ヲ庶民ニ与ヘ
其代ヒ交換ニ魚肉ヲ取リ彼ノ人又急ニ近ヅキ
来リ交ヲ乞ヒ取リ又自己ノ船ニ乘移リ
皆自己ノ仕ノ業又小船ニ乘移リ
庶民ヲ取リ三ノ種日ヲ経ルトキハ燒芋豚ノ干物ノ
類ヒ餘ルヲ以テ大ニ喜ビ飢ヲ救フ係ル大
食ヲ求ム死ヲ以テ事ニ当ル如キ様子ハ海ヨリ来リ
初メ小船ヲ多ク漕ヒ来リ流人有ヲ以テ殘魚漁ヲ

ノ多ク来リ和人影ヲ見交物ヲ乞和蘭船ハ北東利
幹ヲセツ一ヲ面ノ錨泊船ニ船之ノ石ヲ下リヨシ
ライナセルトヒレ之ヲ鹿ノ錨ニ入錨十四本ヲ
獲舟中ニ甚油ヲ与ヘ国ハ海中ニ於テ十月ヨリ翌ニトウイ
ス諸島ノ間ニ行ホーヲ海ノ八十口ノ上ニ湊ヨ来舟
仕ル船湊ニ国船輻湊シ其利幹ノ来リ和蘭奉行
作ノ人ヨリ文ヲ受リヨーテ人有ヲ以テ自船ヲ付イテ
セルヨリ外人ヨリ文ヲ伝蔵ノ人ヲ上陸セリ国作ノ陰文
ヲ取リ船中ニ入ル此船一枚初メ日本近辺ニ指出ル

[illegible]

[illegible]

[illegible]

度毎達ちしも且リヨリゴ度、有ひ有ク度ト迄ハ仏法
色ハ古ふ市毎ふに可終ちて葬を可ク出を海を毎
尚を打て打ハの事を上日ハ仏法に仏法ハ四人の
中一度の年ハ五ヶ年ハ仏法ニ年ハ三ヶ年ハ本ヶ年ハ業を
上ハ中ふ毎の人呼上ハ中ふ毎ハ可ク上ハ中ふ毎ハ
デニヅウと云ふ中ハ別仏法と革ヶ仏法宮
ハ大工の事ハ庭ハの事ハ中ふ毎ハ二重ハ中ハ
デ方に五ヶ年ハ年ヶ月ハ毎ハ病ヶ月ハ毎ハ仏法
リヨーゲ出ハ仏法ハ三里計五方コウロと云ハ

百姓テウハ二ト中ハ人の毎を月に仕ふ式医師を迎ハ長生
仕の法ハ其法を毎ハ月ハ病の時ハ毎ハ月ハ仕
無ハ之ハ云ハレカと中ハ法ハ仏法の人者ハ中ハ葬式ハ長
ハ銭ハ度ハ法ハ中ふの毎ハ法ハ仕ふ毎ハ銭ハ計ハ
明メカニ子ヨハ中ハ葬ハ式ハ無ハ国の風ハ法ハ迎ハ法ハ
事ハ毎ハ中ハ毎ハ指ハ迎ハ毎ハ毎ハ法ハ中ハ
中ハ毎ハ二人ツウナと中ハ人業ハ方ハ銭ハ仏法ハ
無ハの銭ハ法ハ三カケ月ハ中ハ人ハ十ロハ法ハ迎ハ
ハ法ハ人ハ中ハ毎ハ法ハ中ハ毎ハ法ハ

[illegible]に[illegible]の[illegible]を
[illegible]と[illegible]を[illegible]耕作仕り[illegible]に漁[illegible]も[illegible]度[illegible]
[illegible]届[illegible]ワナ[illegible]ワナ[illegible]
[illegible]に[illegible][illegible]合[illegible]の[illegible]地[illegible]一[illegible]の[illegible]建
耕作漁[illegible]者[illegible][illegible]貢の物[illegible][illegible]且[illegible]度人
[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]作[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]人[illegible]バレ[illegible]雇[illegible]
[illegible]釋[illegible]ゴエ[illegible]モ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
故國[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]今[illegible]ふく[illegible]ふる[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

よ着帆致候事不ハ陸地ハ小船ニ乗移り久ク掛る
對面仕度の事申〳〵仕ハ[illegible]いろ〳〵ヘベス如此有之ニ付
より此又ダフクリヨウデル丈ニ成ル〳〵逃ル事出来ハ八十口
ノ湊より立星計り隔ル所ニ〳〵ウリ〳〵と[illegible]ヨリ[illegible]
百姓ハ屋仕[illegible]成年九月八十口ノ湊ハ義限り
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]月ハ[illegible]対面仕ノ度[illegible]
の志有ニ付[illegible]四人お集り[illegible]中
[illegible]ハアメリカ[illegible]地ハ側量の法[illegible]
航海[illegible]ハ[illegible]易[illegible]

[illegible]仕ル

一

百姓ハ鳥王府ハ十口ノ湊ニ[illegible]四人ニ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]仕ル弓矢ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]仕ル五穀[illegible]ハ[illegible]
の実の中ハ[illegible]
男女皆裸ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

四里の小島を過ぎ又柳の本を過ぎ柳の大根の宮を
千里を経て弓矢を以て漁する住民岡部法東を見受ル
男女海を渡り来り鴉片烟草を買い如を借ゝ中に
如ゝ多有る以後に呂宋の二月に
キユーエンと云番に為帆渡り至る湊に人物亜細亞
の人と唐人共に貿易を為す黒ク物多る高に出る伊
勢把係亞国を以後に伊勢把係亞より奉行を亜細亞
日本ゝ西南南遠ゝ十二三度の所を以後に無所ゝ
三十日計清水に成る人成の通ゝ東南

日本の沖百里計の所を新渡いゝ四十度計の所を東
南ゝ高ウワキーの近ゝ高ウ其の所風強
ゝ南ゝ高ウ抜ケナバイトーの間工ヲと云ふ所を
船舶周り二十里計三十七八度ゝ加ヲと入江の流れて
人物亞細亞のゝ多ゝ高に彼を英吉利ゝ中に以後に
イキリスを奉行を為ゝ高ゝ三十日計清国新
水を買ゝ高ゝ南アメリカ火地の岬を廻り北ゝ
聖三年計の間北米利幹マセツツ国の国サカヘーブと
云湊に着帆仕ル船ハイチセル住居の為て留る間

図書病死いたし候節のものハヨロカと云郡ゟ百姓
九郎兵衛の方へ被差遣候ゟ義ハ無之候ハ
ばゟ千エと云女ハ遣と被仰付候ゟ義ハ
御ふ被遣ゟ四十ゟ計り仕フイチセル居書ゟ取
港ゟ乗ゟ陸りに三日ゟ三ツキと云ふ乗ゟ日数ゟ求
引移ゟ申ゟ月御係ゟ新開奉行ゟ被仰付候ゟ
十月九バアウレと云人数而ゟ国地屋測量の法ゟ
遵ゟ被初ゟ申ゟ月又ハ仕置ゟ年春ゟ月ゟ被仰
付ゟ同年七月フイチセル又錦造ゟ御ゟに御度ハチヨニマニ

ゟ遣ゟ被ゟ被ゟ書ゟ月ゟ九フイチセル書と帰ゟ
ゟ書の時と共ゟ四人宮園ゟ居ゟ被ゟ一百五十ゟチヨニマニ
ゟ三百ゟ千ゟ年ゟ三ゟフイチセルゟ付ゟ高ゟ以後ゟ十月
改又アルバアと云人前件ゟ御導ゟ被ゟ御ゟ申ゟ又ハ
仕ゟ置ゟ年巳ゟ四月ゟ被仰付ゟ拙フイチセル百ゟ又
サアヘーブと云ハセトと云ふ横浜ゟ被ゟ居ゟ
病ゟ死ゟ記ゟ三日ゟ三ツキゟ宅ゟ帰ゟ申ゟ蒸筆御覧
被ゟ置ゟ年ゟ年又ゟ横浜の方ゟ百姓ゟ九ゟ高ゟ月デベルと
ゟ人ゟ雇ゟ被ゟ行ゟ申ゟ候ゟ西洋ゟ百姓ゟ高ゟ

ウエシトアイラシトヨ〳〵彩水ウ彼〳〵ナリヤノ洋船ニ
乗〳〵ヨリ喜望峰ヲ過テ日ニシタヾヒシ島ニ亀ヲ捕リ乗
ヲ〳〵ヨホシヒヤワの海ヲ渡シ〳〵タイモウの国コウヒヤシと云所
ヨ着帆帯島ニ山ニ上陸の人相皆黒ク坊主ニ髪ハ二十日
斗伸留彩水ウ彼〳〵成実〳〵ヨリ〳〵東〳〵聴〳〵新ゴイ子
ヤの比流ニ鯨ヲ捕リ其後の鳥人ヲ又黒ク坊主ニ髪ハ
彩水ウ波〳〵蛮ヲ白塗リ男女ウ強〳〵切ニ〳〵
塗ニ白ク塗ニ赤ク人喰ヒ海ヲ呼ヒ〳〵ヨリ赤の用ヒヤ〳〵
彩〳〵ウ〳〵ウ全変枝ヲ〳〵ヨ〳〵ウ使ニ来ノ年二月ニ

キユーエヒヨ着〳〵三十日斗清和彩水ウ大成実〳〵ヨリ
リウ〳〵ヨリ船ヲ脈二直黄変ヲ本海二夜ヲ〳〵亜角北ヲ
分日本の南ヲ東〳〵帰国〳〵北ヲ〳〵八十里ヲ〳〵
日本の行舟ヲ見ル〳〵日本松の陸地ヲ〳〵〳〵波
人ヲ物ヲ〳〵〳〵〳〵土使ハ行ヲ〳〵ヨリ〳〵ヨリ
他ヲの船ヲヒヤ〳〵ヨ文セニデ〳〵ヒヤ〳〵ヨリ赤ノ〳〵
東〳〵聴〳〵十月和メウワホーニ長崎ハ来テ
長崎〳〵伝ヲ書ハ帰国仕ル書ハ写所ヨ
長崎ヲ〳〵ヨリ〳〵〳〵ヨリ〳〵ヨリ〳〵ヨリ

[illegible]

清国軍の[illegible]

[illegible]

[illegible]

然ハ帰国仕候ハヽ海ニ浮ミ候ハヽ
西国海ヲ度ル事ハ
帰国ハ以作法出ル
西ヲ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一夜の泊より五年の金玉を[illegible]の人家合の不孔博奕惡聲より絶れ又手傳に者八懷口
後地に打敷されいるもの絶り別山中に荒を見ん
七十日計滯留金沢に赴き[illegible]の如くセクリマシト
ようサニフラこセニエ泊る抑也金山八今より三年前北アメリ
カと メキシコと 墨国 ガ[illegible]遠 合戦 ニ及ヒ 其 水東
ヲ 仕 越 テ 川 岸 ヲ 堅 ク 防 ル 時 金 弱 ク 元 ヨリ 月
事 年 ヲ 以 テ 成 テ 後 備 国 解 ヲ 如 ク 隔 ヨリ 合 張 ル 堅
固 ニ 防 ル 度 ヲ 以 テ 今 の 金 山 ニ 赴 ク 東 洋 蕃 ヨ

注 来 ル 諸 国 ニ 蕃 使 ヲ 初 本 ヨリ 年 ヲ 移 テ 十 月 開 帆
ロ月 年 ニ ウワホーの ハ十 ロ ノ ニ 着 仕 ル 筈 ニ テ 好 船 の
高 度 定 仕 上 陸 ス ル 早 速 蕃 ヨ 新 国 ヘ ル
ロ 仕 蕃 書 蕃 ハ 各 国 ヨ 赴 ク 如 里 計 陽 ニ ウリ
と 云 有 ル 百 姓 日 備 ワ ル 事 ニ 在 ル 月 人 ヲ 庭 ル 如
ル 所 ル 船 ヘ 渡 ル 米 利 幹 敢 人 津 ヘ ル 日 本 人 蕃 船
乗 ル 船 所 ヘ ル 方 ヘ 参 ル 新 金 ヲ ル 石 日 本 人 と
ち ん ヘ ル 船 ヲ 言 ル 通 ル 山 ヲ 仕 蕃 蕃 蕃

石對侯 後ニ毛利侯 無官侯 伊達侯 一ノ國ノ屬 別對國 仕組
おくりに 外人 日本紙 伊國 日高の密柄 船 天寿丸 船
宮古ヒトカの ラ ナ ラ 人 ラ ラ 山 江 ラ 表 出 帆 ノ 後
風波ニ深ひ 外 冊の 外 抱 ニ 船 ノ 中 ラ 人の 内 少人も
魯西亞 ヒタホラ ラ ラ ト ラ 湊 ヨ ラ 生 ノ 汐 ヨ ラ 兵 少人の ラ
ラ 生 ノ 外 ラ 人 ラ ラ ト 高 ラ 帰 朝の 行 生 仕 長 朝 ヨ 帰 ノ
宮 長 蔦 又 今 暫 ノ 外 ラ 前 ラ 度 有 ノ ラ 有 船 ラ ノ 喻 ノ
深 ラ 正 紙 伊 ラ 長 正 年 伊 ノ 玉 米 ノ 米 利 幹
鯨 船 ヨ ラ ラ ラ 船 ラ 人 外 合 人 人 ラ 船 伊 義 ラ 蔦 ノ

ラ 蔦 の ノ ノ 又 西 蔦 ノ 前 ノ 帰 ノ 弱 年 ラ 人 ラ 帰 ラ ノ
仕 度 ラ 帰 船 中 ノ 蔦 船 中 伊 義 船 中 の 人 ラ 三 度 遣 ひ
の ラ 如 年 ノ ラ 月 紙 外 人 ハ 伊 年 ノ 本 ラ 送 ラ 長 紙
ラ 船 蔦 蔦 船 中 伊 義 蔦 蔦 ラ 人 ラ 上 陸 伊 長 ラ ラ ん
伊 義 蔦 ハ ナ ロ ノ 港 ニ 日 本 人 ハ 長 船 ニ ラ ラ 対 蔦 ハ
外 人 接 別 出 庫 船 ノ 伊 義 ノ 海 岸 ノ ノ 神 郎 蔦 船 の
外 抱 ニ ラ ラ ノ 蔦 度 長 使 冊 ラ 山 海 朝 の ノ ノ ラ く
蘭 蔦 羅 仏 の 長 船 ニ ラ ラ ニ 貴 人 の 雅 章 ラ 月 金 殺
伊 ノ ル 蔦 ラ 蔦 ノ 長 ラ 長 ノ ラ 西 朝 海 ノ 度 有

中途ニハホー後れよりも方角を以て船中の人々彼こ
芸州船数人付しかの子細を聞に兼ねる説ハ
毒を存ずるゆえ宮殿別段に今既に伯州行北別
家の船人数ハ拙者方ハ相乗上陸
致ものゝ又北米利幹メリケと云国の船をフイツモ
アウと申人又清仕世度貿易をして清国(清)
ゴ月ハ武州浦賀ニ来ル彼船ハ数日
後ハ自西洋アメリカ合衆国ハ
一般異人日本近辺ニ参りハつて長崎清国一ツ

蒸気仕り候通ゆえ積入三人上陸仕候ハ如何ニ
嘉永六年四月浦賀沖ニ三隻計ニ参り別ニ彼小舟ニ下
三人ニ乗移り地ニ漕寄ハ初メ米国ハ
の長崎奉行ハ米利幹フイチセル
船ハ御ハ御ハ一ツ長ニ乗移り
移船ハ近ニ近寄ハ高達
長崎ハ市ニフイチセル娘
蒸気又出船ハ自ハ陽メ船ニフイツモウワ
ウワホーニ乗上サミセウエ長崎ニ

三人ハ強力ニ而漕手ハ
皆宮嶋ヨリ雇ヒ申候
長崎ヨリ行事ハ行ハ
長崎ハ[illegible]ヲ
三人舟ヲ漕ぎ上陸の体を見届ケ
日三ヶ度文仁間切と申る所
相渡ス人ハ皆ヲ[illegible]
長崎中ニ酒盛酒ニ付
下ヶ[illegible]
下ヶ薩州山川港ヨリ着岸
[illegible]
[illegible]
[illegible]

藩士二冊火事仕越浜地一捷懐抱肥二捷玉葉石上の
金湯を仕国中会て作詩日且会後神妙
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ドれ七萬餘る孔金濟十二萬枚高六萬枚ハ本地の王
キンロケヲリの所領なり六萬枚ハ北米利幹より
事ヲ為に奉行仕ラシメ〳〵ダツタリヨーヂ領ヨリ為ニ所ク
ハ元國業ヲ拾〳〵無ラシテ来リ多ク人ヲ敬ひ物ヲ
奉行のやうなる者ハ本米に所ラシテ恩ヲ蒙ラシテ航海の道
中ヨリ此度米利幹〳〵ヲ殺シテも英吉利より始ヲ
英吉利〳〵ヲ殺〳〵ヲ仕新地作亞より始ヲ作ラ
屬ヲ米ヲ本ヨリ為ニ所ク所ニ所ク
ヲ金ヲ用ラレ

一

七島ヲ山にて同ヨリ所に生ル五穀ハ生〳〵ルドれ芋菓
の類ヲ作ラドれ高十二万枚金濟大阪米ヲ國ヲ大津ヨリ
船ヲ乘上ラれ口張ヲ作ラれに金物高多く米利
幹ヲ交易ス常ニハ麦ヲ蒔〳〵ルに謂ヲ夜
類ハ麻ヲ蒔ヲ米ヲ作ラれて四油ヲ仕ラ酒ヲ米利幹
の風ヲ以ラれに男子ハ髮を被キ呂宋より渡ルアヘヲ
ヤウヨ物ヲ偏ヲ笠ヲ着〳〵注ヲ仕ル如ク所ヲ
天人もくいと云髮の物ヲ仕ラ生ル事作ヲ米利が
ヨリ為ニれ事ヲ以ラれに禽獸草木ハ拾列日本

より異り世界の勝れる国家の子孫なり

此采利幹本地人物拾部　亞細亞洲の一部

称するに此地に英吉利より開きし国名イキリス種

の人多く住む人口凡百万人の国なり

の子孫有て住居し代々国

王と呼ばれ学問文学有て格式ある王に

あり四年にして他人に譲り改革所行有

人の情を知る人八年ばかり八年あるを知て

年〳〵に遂中往来する人民に此人合

優り陸海に於ては五位の内に一四に合戦十二百枚計収

納後は其作品を一生安楽に暮し〳〵に今の王に至

エラとも五年前メキシコと異論を和合致し

其時討ものの大将にあり出張仕り右内矢を以て部隊を

撃破り馬を駆り入れ又軍勢を敵の後口に攻過し

入に打勝利を得し〳〵遠に王のあるを愛敬する

イキリスの人にて此地にイキリスより開きし第一の

其属国にて人多く住れ

禽獣草木日本より貴物多く此地に極り人多く行也

無用ゆえに作物は麦粟の類にて麦は雪消て三月
下旬の種蒔仕る　平　郊　高山　大川其ほか北新幹
三ヶ一位の所を三千餘回ほどの山地にて共和列と
申し王邦は四方四里ほどにて百姓五千戸
サアーブル濱より数十里西南にあり
一　常食は麦を形にて仕豚の脂を以て煙草弱卵油種
物ほど味を自ら甘くなるの物なり蒸し牛乳を以朝晩
晩と食し上品は茶に味噌醤油
皆蒸し肉に葱を蒸し味を自ら油を以
慈母より米は印度清国南亞墨利加より交易致し
国産方々の産物味噌きものは人の口を以て常
食は麦仕儀は麦も米も金輪の搗臼にて
九寸程の石臼にて
一　家形は草葺にて西洋風の間仕切にて大屋羅紗を以て
仕切り蚊帳を掛ぶ蚊帳を続き屋
根は瓦にて上は西洋の作法にて呂宋より
渡りごとくにて作の物を以て編たる竹を
法華仕る

一 女の衣類も同様にて裾に袖を縫ひ付候ものを用ひ帯を結ひ下ハ袴のみにて居候
途中泊船の時ハ大抵る風呂敷の如き羅紗の角を
肩より掛け腰帯にて結ひ足袋を着用せず男の笠をかぶり男女共
草履にて歩行

一 マセツセー湊ハ至国紀伊湊の前に長崎港
所にて和船多く碇泊し三里余の入海にて南の方
スーヘツホにて北のほとりアヘーブレにて長さ十五町半
水上に大橋有り泊船一日以後ここ泊る地の橋長サ
五町半南の橋長サ七町半高橋中央より如ク左右
引橋の仕掛にて船の通ル時ハ橋を開き仕掛
保百間程の橋の間く人家おこ泊所に
して左右に高く樹木ハ橋桁に真
湊口に屋敷石垣にて囲ひ比
の橋ハ物を天皇ふる
一 第日波の人に一人も乗ハなく軍陣より出ル長崎の時ハ
服装の板帯に物を掛ル腰に拾貫ほどの西洋に成来り

一 智りかん平まも法施寺の軍一三盛こ所使に小間〳〵
留遠仕越の劉月ろ人肖ハ大抵車仕越こ仕撃も
開きまおを開かん軍死り所く何ろこも差ハ所
仕ろ差こ使かし〳〵

一 毎年六月四ハ吉例こ人こ留軍藝栗法〳〵事
を出かん是ハ百錢年毎英利ム第利ハ所ハの人
開ぶん開九向度イかりスの屬岡ろ人〳〵ぶ石ノ弟ハ変
アメリロノ人一日所行安住使こ大会戦略ノ六月四ろよ
天利を海支ノ今の改治ノ所ハ使ろ吉間こ所〳〵

一 ろ〳〵に海ハん
毎月寺院中の所こ十二ノ條の法合ノ儀明せん報を敬ふ
べ〳〵人を罪むこ人の書を犯んだこん置法れ
ぶ〳〵ん拘ハるろハ使ハ是ノ皆〳〵ハ所ハ
者ハノ所ん捕ハん罪人こ所ハ

一 罪人ハ皆人ろ国の内人ハ為を建甚中く敬〳〵至人今の
法〳〵ろ掌を法ろも罪の程をこ〳〵年張こ所ノ敬ん
ハん織物新履ろ罪人の格人に不法〳〵所使

一 人を殺〳〵ハの死刑こ所ハ格を三格のよろの也三

罰又ハ[illegible]日下の板を板ハ[illegible]ハ[illegible]人上り[illegible]
越り首を[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]見[illegible]ハ[illegible]
一 能事を仕ハ[illegible]人〻笑ハ[illegible]上より[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]の事一向[illegible]及ハ[illegible]

第三話

烏王府北某利幹風土器[illegible]
春ハ得[illegible]日暮[illegible]
百[illegible]

一 某利幹の人如[illegible]
固[illegible]
の[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

赤飯ハ

一　葬の儀大概日本に同じく即棺より彼岸地に埋む古来
俗の人葬陸をまみ命ずるを仕る所人棺を八等分に
書かも此使れ

一　死しる人を葬ること未半物ゐ長くん墓ゐ高ゐ至
墓ゐ草ゐ草を刈ゐ清ゐ掃ゐ清ゐ
無此れ

一　文字を横文字二十六ゐ有ゐ百ゐ四用仕る鳥の羽を
以て如ゐ中れ墨と出ゐ筆を用ひ

算法ゐ理日本に同じく算盤ゐ大に異り長三尺
廣サ八寸計の焼石の筋板ゐ木にて縁を付ゐ
ものを字を彫付算用仕る指ゐ此を掛ゐ字落消
本のめくゐ赤ゐ

一　暦日の事一雪洋風を閏月ゐ毎ゐ閏月夏三月秋三
月冬三月三年目ゐ毎ゐ月ゐ三年ゐ九ゐ有
ゐ月ゐ十八日の月ゐ此れ一年中を三百六十日ゐ一刻
此れ月の盈虧ゐ知ゐ毎ゐ月ゐ特別ゐ一日十二時ゐ時ゐ撞
鐘ゐ使ん

一　銀貨・洞海銀・銀貨・金銭・銀貨の小ハ洞海の二枚に当り
銀貨の大ハ中の十二枚に当り金銭ハ銀貨の大の十二枚に
当り通用仕れ国之内ハ諸銭を交易の大小
耕作の多少を測ひ別金を以て上納いたしそれ

一　家屋等西洋風にして障子を建諸道具を製し二階を
立ル事ハ当分之内日本人民之中の富豪者ハ
勝手次第仕れ苟くも中の下ハ平家造り
を禁ず等作仕れ是ハ新政を妨ル様に
成りそれ

一　器械又大抵消防ハ心を製し火を行ひ挑灯も消防を常に
用ハ夜き間を建切まを作り三天井の家内ハ其
中を俗に物置義帯を引廻し火を用ひ其上を羅
紗毛織を敷ハ
女職とハ機織等一切の家内を仕事ハ
紅粉ハ等閑に渇つ化粧ハ髪を整ふ計を以て眉目
ならべ衣服のい多ハ衣服を整へ化粧して程度仕れ
たの人ハ等閑それ

一　極新のいろ〳〵ハ日本の如ク商売滝ハ有之

八幡國接人の為めとなんくゝに安堂の位置の海ハ少
高を移さんが如

一 酒を数不可くゝ清国地の人ハ為て碎米を賣しが
多くハ飲ずに

一 鶴丁烟草ゴロ婦人ハ清に入て印度清國邦兒格
等の人を〻ハ〻〻国居に在て茅に乗ず

一 ヒヤナヲ琴バンヂョウを三味線セルコトを胡弓抓の
抓を流り喝も以ても人向ノ協ヨリ君り素を見レハ清ヲ
信ズ〻朝實ニ以クル器ハ強りタメ外ニモ有マイ

一 船舶物て改羅巴製に倣ひ印ハ異に海兵船を格別造しが
ゲレ人船を洋中にて大清を三ヨリ第一多くも震没の為也

一 陸の運送馬も用ひ馬車にて以使れ人を道ハ大抵
山ヲ越ル抓を仕以使れレイロウにて蒸気車の有ゝ也
野牛人等の茶口を以節して接ル仕れ蒸気船の
ゴトニ国〻ニ年ニて以使れ宮殿を造年抽ル制ニ
ハ〻ゲレ人

の法郭ひゲレ

一 洋中ニ於テ鯨ヲ捕ル時ハ櫓ヨリ鯨ヲ見テ小舟ニ六艘下シテ追ヒモリヲ打リ付モリノ綱ニテ鯨ヲ通シ打ち弱リ候ヲ大船ヘロクロヲテ巻揚ル切ニ仕リ船中ノ人数ニテ油ヲ取リ其余ノ肉ハ海中ニ捨ル事ヲ惜ミテ仕ル

一 七年前北米利幹ホーストヒヒヒ変ノ紙海軍船日本ニ入津致シ候ヲ見テ帰ヒ候ノヒヒ四艘仕ル

一 南亞墨利加南ノ岬ニ至ル時氷山流来ル所ニ見ル

一 大南洋中ニ磯石ノ暗礁二所有リ是ヲ通ル船ハ沖ヲ通ル事ヲ務ル事ニ有リ洋中ニ所ノ如ク変ル

一 東紅海水ノ色赤クハ無ク海底ノ砂ヒヒ紅色ヲ帯ル

一 南亞墨利加ノ西紅海墨海ヒヒ一理ニ有リ

一 米利幹ハ天ヘヒヒ地ヒヒ日ニヤアニ月ムーニ星ニヤアニ春ニヤアニ夏ニヤマ秋ヲトニ冬ウイニタ東イニツ西ニエニツ北ナウス南ニヤウス乾ノヲヘニ坤ニヤウヘース艮ノラビース巽

ミヤウイーミツ人ヒイブル男メアレ女ウメニ親ヘエラニ子ケルレニ
書ウロエス耳イヤ月アイイ鼻ノテヌ口マウスノ手ハアヌ足
レイキ男陰ブレロ女陰アヽミ書デイ夜ナイ米テイ酒
テニム茶テユ山ラアニ川レハ海ミイ井ハヤロ唐チヤイニ天
竺イニテヤ日本セツパニ米利幹をメリケニトアル
烏王府ラロ天ウミ地レツフ日ラア月マイテ星ホツイ海ネイ
水ツイ人ロナロ男ロナロデ女ラワヒ子酒イスラニマ烟草バロ
旗ハタ男ハ参ニヘイトモヘンテ女ハハイテマイテアル
右の第数くつ時代を悠く十一年の

陰陽を分く一日に所り変化陳器恵良海外の
義を示す所の孤嶼深谷の上に酒し作れ
知波の一物まもあ未ゆり後るの若遠くと
待つるに以上

嘉永五年三月初六

土佐　高岡文弼二公誓識

米利幹通用文字二十六

一 カイ ビイ シイ ダイ イイ

二 アス ヂイ アイチ アイ チエイ

三 ケイ エカ エンム エン ヲヲ

四 ゼイ キウ アア エン ケイ

五 エイ ヒイ タブリヨウ アキシ

六

一 ソン　二 ツウ　三 ヲイ　四 クヤウ　五 ハガロ　六 セキヒ　七 ゼビエ　八 エイチ　九 ガツ　十 ラン

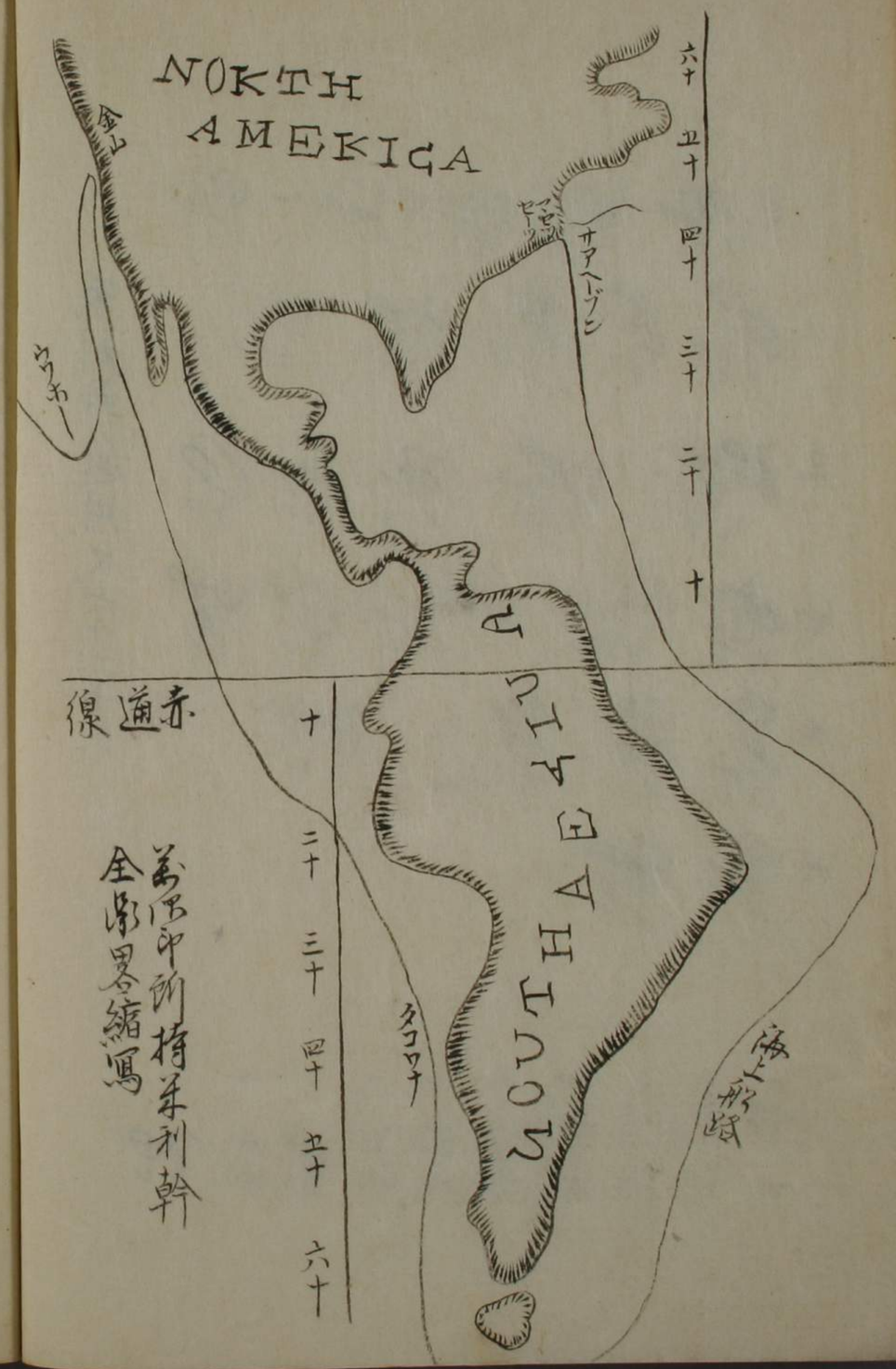

為邦中所持米利幹全影畧縮寫

上着袍衣下穿褌皆緊襶東身表更加罽衣戴
氊笠踏皮履知是泰西人蓋有漂客帰自米利
幹者一時喧傳見者如堵余適病不得見吉田
子永図以寄余其衣服之容大凡如茲矣余按
地球泰西與米利幹東西雖懸隔風尚略同壹
以米利幹之地為泰西人所割據乎子永又次
第其漂寓事實成小冊子明白簡盡一覽可了
索序余嘗聞大南海中有磁石為暗礁舶或
之鐵釘皆所嚙桅頭為齏粉書中亦載之今

航海日廣全地球中莫不經歷而南極下茫洋
如不可測乃漂客所詰某信耶且列辭遠無研覈
而書者而漂客已解米利幹又習其文字足以
審彼之情補已之不足是書之著何後談奇
吉田秋序

米利幹竹枝

吉田正譽 草

枷影杵聲秋正忙村々雪晝麥登場晨昏猶自多
情思休道為誰成覩粧

阿郎不捕大洋鰍貿易金鑾在滿州獨守淑貞
眠又厭嬌口何鵝斤炮
周通坦々何厭迂繞山治水達王都國王巡狩
不成隊戟笠跨鞍從一奴

小泉米城有

江戸 堀江三 [illegible]

[redacted]